別紙4－1

Ⅲ　組織的対応

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万一発見した場合にはいじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。特定の教職員がひとりで抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。
取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し、対応することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応する。

未然防止

1　日々の生徒観察
2　面談、カウンセリング
3　生活実態（いじめ）アンケート
4　情報収集（生徒、保護者、地域住民等）

1　休み時間や放課後等の雑談を心がけ、グループの人間関係に目を配る
2　教員の目の届かない時間の洗い出し、建物の死角などを見直し巡回する
3　顔の表情や、普段と違う言動が見られたら、じっくりと話を聞き背景を探る
4　その場で書けない場合も考え、家庭に持ち帰って書かせる等工夫する
5　常に家庭とも連絡を取り情報収集に努めるとともに、地域にも協力を求める

いじめ発見

担任・関係教職員 ⇄ いじめ対策委員会

迅速な対応を！

事実確認　1　加害者、被害者
　　2　時間、場所
　　3　内容
　　4　背景、要因
　　5　期間
→ 情報共有 → 指導体制 方針決定 → 生徒への指導・支援 心配・不安を取り除く 保護者と連携 → 再発防止

関係機関

被害者への対応（1 受容→2 安心→3 見通し→4 自信・回復→5 成長）
1 辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る
2 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、「仕返し」等の不安感を取り 除き、具体的支援内容を示し、学校は味方であることを示す
3 必ず解決できる希望が持てることを伝える
4 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する
5 自立を支援し、自己理解を深め、いじめを克服させる
※一緒に考え、行動することで、被害生徒のエンパワメントを高め、いじめを克服する力をつける

被害者の保護者への対応
・速やかに正確な事実を通知し、今後の対応について保護者の思いを聞き、誠意ある対応で、信頼関係を構築する
・いじめを防止する方法について、保護者と協議する
・学校の方針への理解を求める
・今後も家庭との連携を図る

保護者からの相談への対応
・保護者がいじめられていると思いこんで訴えてきた場合、クレーム扱いせず、丁寧に事実確認をする。
・事実が確認できない場合は、学校の対応方法を冷静に説明し、理解を求め、今後も引き続き見守っていくことを伝える。
※「保護者対応マニュアル」（本校作成）を参照に対応する

【教職員研修】
カウンセリングマインド研修
情報モラル研修
人権教育研修　等

加害者への対応（1 確認・傾聴→2 内省→3 処遇→4 相談・連携→5 回復）
1 頭ごなしに決めつけず、事実関係、いじめた気持ち、生徒の背景にも目を向け指導する
2 いじめは決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちを認識させる指導をする
3 毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させるとともに粘り強い指導を行う
4 警察への相談、通報すべき事案の場合は速やかに関係機関と連携する
5 表面的な解決だけを見ず、継続的に必要な指導を行う
※心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の上、心理的ケアを十分に行う

加害者の保護者への対応
・速やかに正確な事実を通知し、家庭での話し合いを促す
・保護者の心情を理解し、訴えを十分に聴く
・いじめを防止する方法について、保護者と協議する
・具体的な助言を与え、立ち直りへ協力を求める
・被害者への謝罪等について話し合う

傍観者、クラスへの対応
・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す
・見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる
・クラスで被害者の心の苦しさを理解させ、止められなかった心の弱さに焦点を当て指導する
・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例、生徒作文等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの 問題として意識させる。

早期発見、未然防止へ

訴えは、生徒か保護者からが多い

ネット上でのいじめが発生した時の対応

いじめ発見・相談 → 書き込みの確認、内容保存（プリントアウト、カメラ撮影） → 掲示板管理者へ削除依頼（利用規約を確認し学校のパソコン等から行う） → 削除されない場合 → 県警本部サイバー犯罪対策課 人権法務局人権擁護課　等に相談

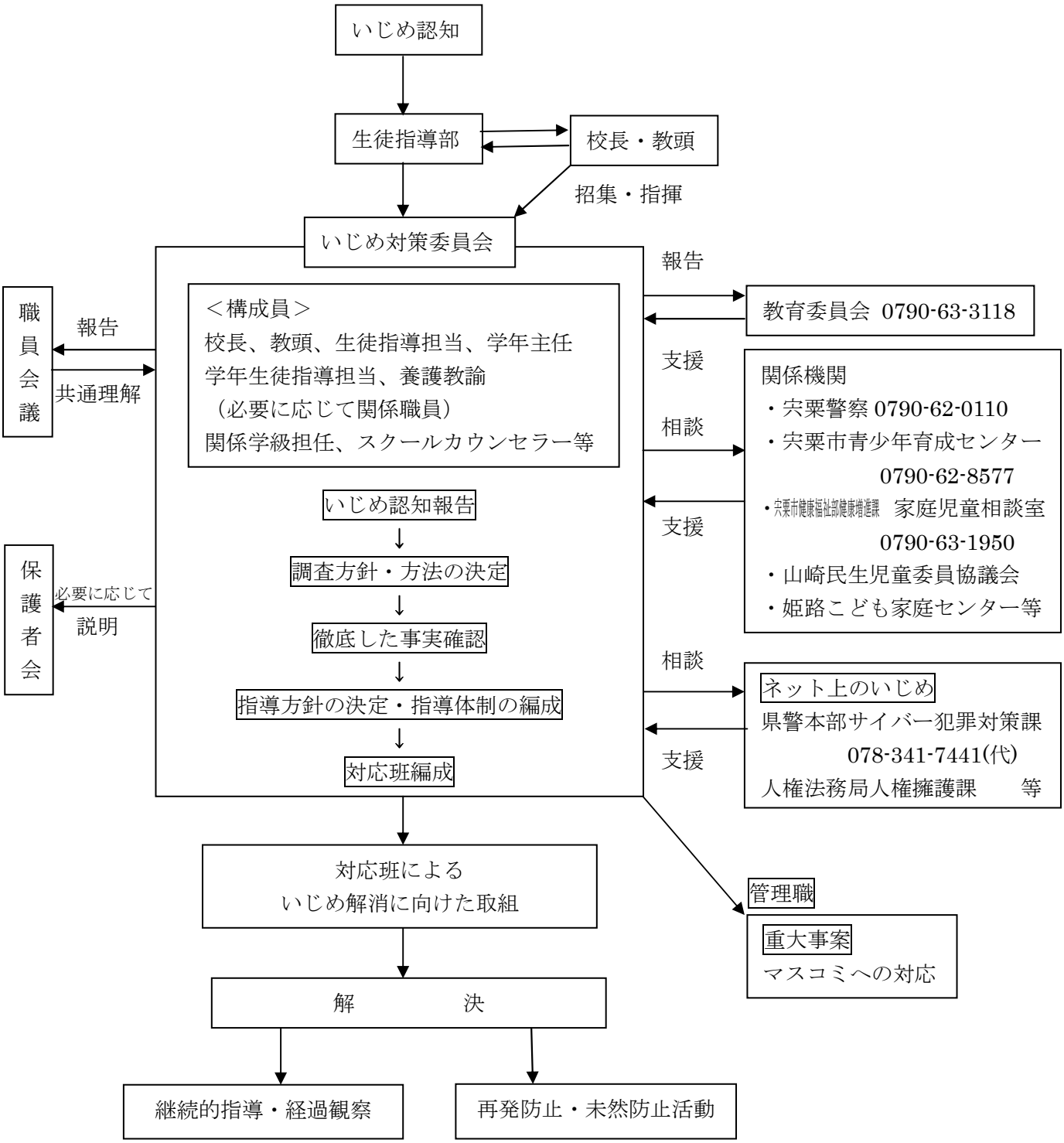
☆生徒への指導ポイント
1　掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
2　匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定できること（重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある）
3　インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること
※スマートフォンでの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は、一生消えずについて回ることや、GPSの位置情報によりストーカー被害にあったり、犯罪に巻き込まれることなど、セキュリティについても自分が被害に遭わないように十分に注意して使用することについて等指導する。
※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる。

いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案（重大事態）が発生した場合

・直ちに、教育委員会に報告し、教育委員会の支援のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、学校全体で組織的に対応し、事案の解決にあたる。
・事案の経緯、事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて、迅速にいじめの解消を図る。
・被害生徒及びその保護者への対応、警察など関係機関との連携、保護者会の開催の有無など起こった事案に対する対応をする。
・緊急時のマスコミ対応については、管理職を窓口に、「迅速性・同時性・均一性」を大切にして、誠実な対応に努める。
・スクールカウンセラー、保護司、人権擁護委員、所轄の警察など外部専門家が参加しながら実効的な解決を図る。

緊急時の組織的対応

別紙４－２



■被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。

・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。

・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。

■双方の保護者に説明をする。

■双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。